

最高裁秘書第1178号

令和7年4月4日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年3月28日に答申（令和6年度（情）答申第47号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（情）諮問第30号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年10月4日（令和6年度（情）諮詢第30号）

答申日：令和7年3月28日（令和6年度（情）答申第47号）

件名：仙台高等裁判所における特定年月の特定部の開廷表（特定裁判官が出席しているものに限る）の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

令和6年3月及び4月の仙台高裁第2民事部の開廷表（特定の裁判官が出席しているものに限る。）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、仙台高等裁判所長官が、本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、仙台高等裁判所長官が令和6年8月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

令和6年4月30日時点で本件開示申出文書が本当に廃棄済であったかどうか不明であるから、この点を最高裁に改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 仙台高等裁判所は、第1の開示の申出について、同申出のとおりの文書を対象文書として探索を行ったが、申出時点で該当する文書を保有しておらず、廃棄済みであることを理由に不開示とした。
- 2 これに対し、苦情申出人は、本件開示申出受付日である令和6年4月30日時点で対象文書が本当に廃棄済みであったかどうか不明である旨主張する。

3 しかし、仙台高等裁判所が司法行政文書として保有する対象文書として、法廷前に掲示する開廷表及び庁舎ロビーにおいて閲覧に供する開廷表が考えられるところ、いずれも一日の全期日終了後、適宜廃棄している。また、開示申出受付日当日において、本件開示申出に係る裁判官の担当する法廷はなかった。そうすると、少なくとも本件開示申出受付日の開廷表に対象文書が含まれるとは考えられず、同日より前に対象文書を作成又は取得していたとしても、本件開示申出時点において廃棄済みであることに、不合理な点はない。

したがって、本件開示申出に係る全期間を通じて、作成又は取得した対象文書はあるが、本件開示申出時点において廃棄済みであるという仙台高等裁判所の説明は、不合理であるとはいえない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年10月4日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年2月28日 審議
- ④ 同年3月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出は、特定期間（本件開示申出の受付日当日を含む。）における特定部の開廷表のうち特定の裁判官が出席しているものの開示を求めるものであるところ、最高裁判所事務総長は、仙台高等裁判所において、開廷表は、一日の全期日終了後に適宜廃棄していること、本件開示申出の受付日当日は特定の裁判官の担当する法廷はなかったことを説明している。開廷表の作成目的に照らすと、上記説明のとおり廃棄されているとしても特段不合理であるとはいえない、また、本件開示申出の受付日当日には特定の裁判官の担当する法廷がなかった以上、同日に本件開示申出文書に当たる開廷表は作成されていないものと考えられ、他に同日に本件開示申出文書が作成されていることをうかがわせ

る事情も認められない。

そうであるとすると、本件開示申出文書としては同日より前に作成し又は取得した開廷表しかないところ、仙台高等裁判所が、本件開示申出文書は廃棄済みであるとした原判断に特段不合理な点はない。

2 以上のとおり、原判断については、仙台高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕